

東京都

発 行

### 目 次

規

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 

(福祉保健局保健政策部医療助成課)…

………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

○建築基準法による道路の指定の変更…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○建築基準法による道路の指定……………(同)…

○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更(四件)… ○建築基準法による道路位置の指定…………(同

……(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課

叮

൛ൎ

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道 路の指定………(建設局道路管理部監察指導課)

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……… ………(デジタルサービス局戦略部デジタル改革課)

1

公

告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し …………………(主稅局課稅部課稅指導課)…

(三件)

う。)第二十六条において準用する番号法第二十二条第

(平成二十五年法律第二十七号。

以 下

「番号法」とい

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

○東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

# ------(東京都職員共済組合)… 八

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部

を改正する規則を公布する。

令和三年十一月五日

小

### ●東京都規則第三百十三号 東京都知事

池

百 合子

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

 $\overset{\smile}{:}$ 

する。 四十九年東京都規則第百十三号)の一部を次のように改正 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 昭 和

 $\equiv$ 

第六条第一項に次のただし書を加える。

 $\stackrel{\smile}{:}$ 

 $\equiv$ 

までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える 第六条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号 ただし、 知事が認めた場合は、この限りでない。

個人番号に係る調書(心身障害者医療費助成制度

用 (別記第一号の三様式)

六

七

同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加え 第六条第二項中「前項第四号」を 「前項第五号」に改め

3 前 一項に掲げる書類については、行政手続における特

 $\overset{\smile}{:}$ 

る。

則

第十一条第四項を同条第六項とし、

同条第三項中「前

を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第

いう。)の提供が受けられる場合は添付を要しない。

人情報(番号法第二条第八項に規定する特定個人情報を 一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個

規

項

二項の次に次の二項を加える。 3 療費助成制度用)を添えて行わなければならない。ただ 前二項の届出は、個人番号に係る調書(心身障害者医

4 条第三項の規定を準用する。 第一項及び第二項の届出に係る書類については、 知事が認めた場合は、この限りでない。 第六

別記第一号の二様式の次に次の一様式を加える。

∃)		2
		第1号の3様式(第6条関係)
	心身障害者医療費助成制度用	
	附則	

個人
$\succ$
光记
い中に
( Y
係る調
Ø
噩
珊
$\Xi$
TIK.
늞
ᅰ
매
海害者医
庺
3 5-4
A
7
<u></u>
垩
費助成制度。
进

	(申請者が20 歳未満で、世帯 主等ではない 場合に記入)	医療保険上の 世帯主等				申請者			
個人番号 (マイナンバー)	□←申請者と住所が同じ場合は、 世帯主住所 〒	<b></b>	לאניכ	(タイナンバー)	受給者番号(お持ちの方のみ)	申請者任所	<b>光</b>		フリガナ
	、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。	<ul><li>電話番号</li><li>電話番号</li><li>にチェックを入れて記入を省略できます。</li><li>( )</li></ul>	總柄				電話番号		生年月日
	· · ·	5番号が同じ場合 で記入を省略で )					)		年月
		治は、こちらきます。						Т	ш

は以下の確認書類として利用することはできません。 通知カードについて、デジタル手続法施行日である令和2年5月25日以後に、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合に 以下は自治体が記入するので申請する方(申請者又は代行者)は記入しないでください。

			門人	四谷		ă.
À	<b>医乳白米)即</b>		蓮		· 自非路到	
于明书的公园人面	世編州を領一米		の場合の分離関		の身元確認	申請する方
なる。金属の	中の確認		<b>化抽干</b> 開		代行者	申請者
口やの街(	□個人番号カード □通知カード □住民票の写し	口その他(	口委任状(任意代理人)	□戸籍謄本(法定代理人) □登記事項証明書(成年後見」	口が水が、口は風が、これの名(	個人番号カード □障害者手帳 □運転免許証 □
)	口住民票記載事項証明書	)		{見人)	)	運転経歴証明書

(日本産業規格A列4番)

**須一日から施行する。** 

### 示

告

### ●東京都告示第千三百四十号

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の名称 荒川区

種類及び名称都市計画事業の

十四号荒川公園事業第三・四・東京都市計画公園事業第三・四・

Ŧi.

事業施行期間 令和三年十一月五日から令和十

三月三十一日まで

四

事業地

収用の部分

 $\equiv$ 

使用の部分 荒川区西尾久六丁目地内

荒川区西尾久六丁目地内

# ●東京都告示第千三百四十一号

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一 次のように告示する

令和三年十一月五日

東京都知事 小 池 百 合子

施行者の名称 練馬区

種類及び名称都市計画事業の 十六号南大泉四丁目農業公園東京都市計画公園事業第八・二・三

同番十八まで 同番十五から

番地先並びに の各一部、同 の各一部、同 の格一部、同

の一部

四百三十一番

同番十三及び

四の一部、三 同番三、同番 百六十五番二 の各一部、三

令和3年11月5日(金曜日) 東 (第17453号) 3 第一項第四号 法第四十二条 路の種類変更に係る道 道路 四 の規定による いて縦覧に供する。 という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指 定を次のとおり変更した。 ●東京都告示第千三百四十二号 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置 建築基準法(昭和二十五年法律第二百 事業地 事業施行期間 令和三年十一月五日 月十八日 令和三年十 変更年月日 東京都多摩建築指導事務所長 月三十一日まで 令和三年十一月五日から令和七年三 使用の部分 収用の部分 練馬区南大泉四丁目地内 四、同番六の二地先、同番 各一部、 三百五十六番 変更に係る道 三の一部、同 矢野口字中島 路の位置 及び同番二の 百六十四番一 に同番六、三 番三地先並び 稲城市大字 浅 同番 井 号。 延(一) 四長 四 路の延長及び 幅員(単位メ 変更に係る道 | トル) 以下 法 0 七〇

六の一部、同三百三十四番 百十九番及び地先並びに四 百十六番及び十五番一、四 に四百二十一 番一地先並び 各一部、同番 四百十七番の 先並びに四百 百十四番の各 同番七及び四 の一部、同番 百四十三番一 番六地先、三 矢野口字中島 までの各一部 三から同番五 三百六十九番 同番三並びに 百六十六番二 一部、同番地 一地先並びに 稲城市大字 廃止 幅員 延足 10.10

路の種類

●東京都告示第千三百四十三号

という。)第四十二条第一項第四号の規定により、 おり道路を指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。 以下 次のと

東京都多摩建築指導事務所に備え置

廃止

東京都多摩建築指導事務所長

五三 〇 〇 〇

て縦覧に供する。 なお、関係図書は、

**令和三年十一月五日** 

浅

井

勉

指定年月日 路の位置指定に係る道

幅員(単位メ 路の延長及び **| トル**)

十三番一の一 野口字宿千二 和城市大字矢 幅員 四四・三九 0

延長

第一項第四号 法第四十二条

月十八日 令和三年十

の規定による

び同番十一の三、同番六及 先並びに同番部、同番一地 び同番十一

### ●東京都告示第千三百四十四号

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下 次のと

おり道路の位置を指定した。

4

関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

三

変更の年月日

令和

三年十月二十五

変更後の

住

新宿区西新宿六丁目八番一号新

宿オークタワー

いて縦覧に供する。

令和三年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

井

勉

規定に基づき、

る法律

●東京都告示第千三百四十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す

三

変更の年月日

支援業務を行う事務

所の変更後の所在地

宿オークタワー十一階

令和三年十月二十五日

新宿区西新宿六丁目八番

一号新

(平成十九年法律第百十二号)第四十一条第二項の

住宅確保要配慮者居住支援法人

(以下「支

●東京都告示第千三百四十八号

る法律(平成十九年法律第百十二号)第四十一条第二項の

住宅確保要配慮者居住支援法人

(以下「支

)から住所の変更の届出があったので、

次のとおり告示する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す

指定に係る道

路の種類指定に係る道

指定年月日

指定に係る道 路の位置

幅員(単位メ 路の延長及び 1トル)

> 所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定によ 援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の

丁目百五十八 清瀬市野塩一 番一の一部、 延長 一六・六一

> 令和三年十一月五日 次のとおり告示する。

東京都知事

池

百

合 子

同条第三項の規定により、

令和三年十一月五日

東京都知事

小

池

百

合

子

援法人」という。

規定に基づき、

の規定による第一項第五号

法第四十二条

令和三年十 月二十一日

道路

同番一地先及

び百六十番一

0

変更後の住所支援法人の名称及び

新宿区西新宿六丁目八番一号新

般社団法人住まい生活支援協

変更後の住所 支援法人の名称及び

一号新

宿オークタワー

部

宿オークタワー

株式会社エイプレイス 新宿区西新宿六丁目八番一号新

変更の年月日 令和三年十月二十五日

東京都告示第千三百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

電線共同溝を整 (平成七年法律 ●東京都告示第千三百四十五号

支援業務を行う事務

所の変更後の所在地

宿オークタワー十一階 新宿区西新宿六丁目八番

令和三年十月二十五日

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す

三

変更の年月日

規定に基づき、 る法律(平成十九年法律第百十二号)第四十一条第二項の 住宅確保要配慮者居住支援法人 (以下「支

援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の

所在地の変更の届出があったので、 同条第三項の規定によ

る法律

●東京都告示第千三百四十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す

(平成十九年法律第百十二号)第四十一条第二項の

住宅確保要配慮者居住支援法人

(以下「支

備すべき道路を次のように指定する。 第三十九号)第三条第一項の規定により、

令和三年十一月五日

規定に基づき、

次のとおり告示する

ŋ

令和三年十一月五日

東京都知事 新宿区西新宿六丁目八番一号新一般社団法人家財整理相談窓口 小 池 百 合子

ŋ

次のとおり告示する。

**令和三年十一月五日** 

所在地の変更の届出があったので、

同条第三項の規定によ

路線名

都道芝新宿王子線

東京都知事

小

池

百

合

子

指定する区間

港区白金二丁目五百三十八番十地内

ら同区白金一丁目七番四地内まで

援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所

宿オークタワー

変更後の住所

支援法人の名称及び

支援業務を行う事務

所の変更後の所在地 宿オークタワー十一階 新宿区西新宿六丁目八番

一号新

支援法人の名称及び

ホームネット株式会社

東京都知事

小

池

百

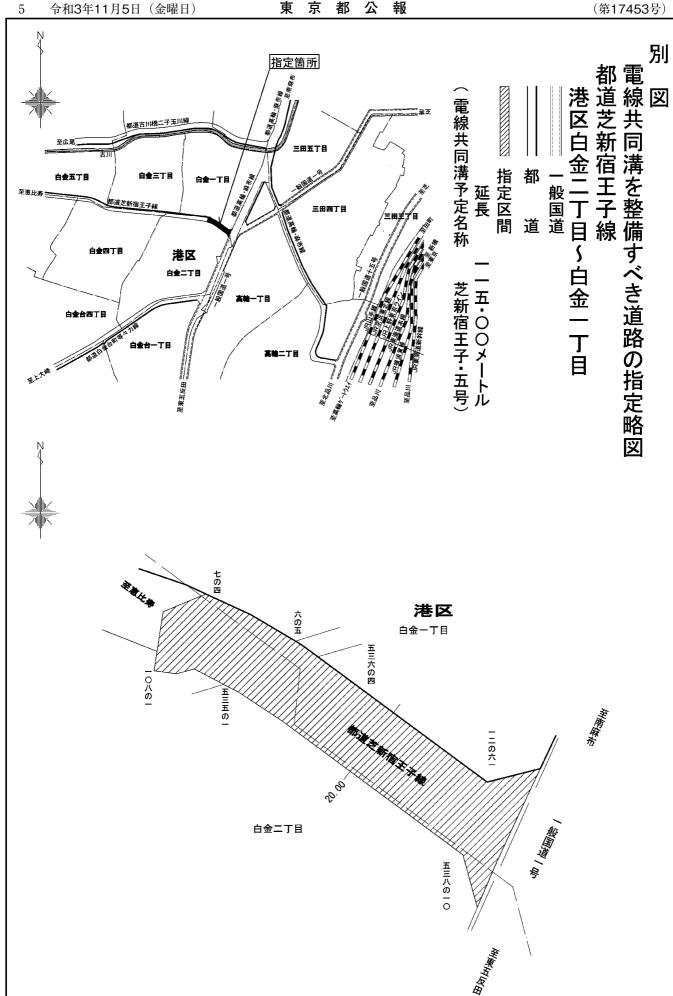
合

子

 $\equiv$ 

指定の概要

別図表示のとおり



### 告 示

公

## ●東京都公安委員会告示第326号

より次のとおり告示する。 づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に 会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員

令和3年11月5日

東京都公安委員会

委員長 E П 衡

審査の種類

- 大型自動車免許技能検定員審査
- 2 中型自動車免許技能檢定員審査
- 3 準中型自動車免許技能檢定員審査
- 普通自動車免許技能檢定員審査
- 6 5 大型自動二輪車免許技能檢定員審査 大型特殊自動車免許技能檢定員審査
- 普通自動二輪車免許技能檢定員審査

3

牽引免許技能檢定員審査

8

審査を受けようとする者の資格

2

る運転免許証を提示できる者であること ることができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転

- 審査項目及び審査細目
- $\widehat{\mathbf{I}}$ 技能検定に関する技能
- 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- 3

- 2 技能検定に関する知識
- 教則の内容となっている事項
- 自動車教習所に関する法令についての知識
- 技能検定の実施に関する知識

Ţ 7

- Н 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 審査細目の免除

項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1

- 審査の日時及び場所
- <u>1</u>

日郡 日)までの間のうち、申請書提出時において指定する 令和3年12月6日 (月曜日)から同月10日(金曜

(2) 場所

番地の1) 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

- 申請手続
- (1) 申請書類
- $\checkmark$ 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす

三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 の長さ2.4センチメートルのもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 横

- 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- 2 受付日時

令和3年11月18日 (木曜日) 及び同月19日 (金曜

- 日)の午前9時30分から午後4時まで
- 受付場所

丁目1番地の1) 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三

- (4) 申請に関する注意事項
- いて、令和3年11月8日(月曜日)から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお
- 写真は、申請書に貼り付けること、
- か 提出書類は、本人が直接持参すること。
- Н 運転免許証を提示すること。
- 審査手数料

~1

の他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっ 視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表 ては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、 検定員審査を受けようとする者にあっては19,500円、そ ようとする者にあっては23,400円、普通自動車免許技能 検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受け 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能 1の項備考2に規定する額を減額する。

- $\infty$ 携行品及び服装
- (1) 携行品
- 運転免許証

筆記用具

- (ア) 黒色又は青色のボールペン
- (イ) 赤色のボールペン
- 2 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

<u>1</u> 2

大型自動車免許教習指導員審査

中型自動車免許教習指導員審査

審査の種類

4 3

5

大型特殊自動車免許教習指導員審査 普通自動車免許教習指導員審査 準中型自動車免許教習指導員審査

大型自動二輪車免許教習指導員審査

8 3 6

牽引免許教習指導員審査

普通自動二輪車免許教習指導員審査

 $\sim$ 

審査を受けようとする者の資格

10 格証明書を交付する

問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

### ●東京都公安委員会告示第327号

会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規 おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示す 定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員

令和3年11月5日

東京都公安委員会

委員長 E  $\square$ 

뺼

海

<u>ე</u>

審査の日時及び場所

(1) 口罪

日季 日)までの間のうち、申請書提出時において指定する

(2) 場所

申請書類

J 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とす

写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、

7

運転免許証を提示できる者であること。

ることができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転

審査項目及び審査細目

<u>1</u> 教習に関する技能

教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

2

受付日時

う。)に必要な教習の技能

う。)に必要な教習の技能 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい

か

教習に関する知識

2

J

に関する知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転

自動車教習所に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

か

審査細目の免除

項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1

令和3年12月6日(月曜日)から同月10日(金曜

番地の1) 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

申請手続

 $\infty$ 携行品及び服装

(1) 携行品 運転免許証

 $\vdash$ 

の長さ2.4センチメートルのもの) 三分身、 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 横

審査細目が免除される者は、これを証明する書面

日)の午前9時30分から午後4時まで 令和3年11月18日 (木曜日) 及び同月19日

金曜

受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三

3

丁目1番地の1)

申請に関する注意事項

いて、令和3年11月8日(月曜日)から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお

写真は、申請書に貼り付けること

Ţ 提出書類は、本人が直接持参すること。

運転免許証を提示すること

~1

審査手数料

の他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっ 第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表 ては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、 指導員審査を受けようとする者にあっては11,850円、そ ようとする者にあっては14,550円、普通自動車免許教習 指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受け 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習 摦

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

(平成六年九

公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の

月三十日付公告)

の一部を改正したので、次のとおり公告

する。

令和三年十一月五日

東京都知事

小

池

百 合子

改め、

同表45の項中

「第16米」を「第37米」に改める。

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

4の項中「第9条」を「第30条」

に

開発行為に関する工事の完了について

別表九都市整備局

条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、

業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年十一月五

四条の九第三項及び東京都都税条例

(昭和二十五年東京都

特約

地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)

ついて

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

~

筆記用具

(黒色又は青色のボールペン)

氏名又は

氏名 名 者の

東京都知事

小

池

百

合

子

六番一及び同番二十五の各一

同番二十六並びに同番二

株式会社東京メ

代表取締役

竹崎 インランド

靖彦

十二番地の

鈴勘 株式会社

池田 子

麻里

墨田区江東橋四丁 事業所の所在地 主たる事務所又は

目十六番一号

三十日

令和三年九月

一立川市一系

部(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番

取消年月日

十七

2 服装

合格証明書の交付 自動車の運転に支障のない服装

9

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合

格証明書を交付する。

問合せ先

10

超相 警視庁運転免許本部運転者教育課 03

(3581) 4321

公

告

内線7250-5265

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十

四条の九第三項及び東京都都税条例

(昭和二十五年東京都

ついて

東京都職員共済組合の役員の退職及び就職に

雑

報

代表取締役 小寺タクトホーム株式会社

裕

特約

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職が

あったので、

地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年法律

業者の指定を次のとおり取り消した。 条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、

令和三年十一月五日

東京都知事

小

池

百

合

子

東京都職員共済組合

第百五十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和三年十一月五日

黒 沼

取消年月

日

靖

氏名 名 者 の

名称 氏名又は

事業所の所在地主たる事務所又は

理事長

株式会社 八丈交通 清水

茂 八丈島八丈町大賀 郷千五百十九番地

三十日

退職役員

令和三年九月

役職名 氏 名

退職年月日

東京都副知事 令和三年十月 二十四日

理事 黒沼

靖 東京都総務局長 同日

所 属 就職年月 H

役職名

氏

名 靖

就職役員

理事長

黒沼

令和三年十一月五日 東京都多摩建築指導事務所長

第百四十

浅

理事

村松 明典 東京都総務局長

東大和市中央四丁目九百六 住所及び氏名

勉

三〇円 美 印 刷 株 式 会 社

箇月 (郵送料を含む。) 印 | 日 六、六〇〇円 刷 | 三〇円 所 | |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113**-**0001

発 行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

都

本号

郵便番号

定 価

東

東大和市清水一丁目七百三十

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

電話

〇三(五三二一) 一一一(代)

多羅尾光睦 所 属

理事長

東京都副知事 同日 令和三年十月 二十五日

**√"**⟩ FSC ミックス 艇 リサイクル適性(例)